別表二の二の三の項の地域の欄中「除く。」の下に「以下この表において同じ。」を、「イスラエル」の下に「、イラン」を加え、「、ポーランド」を削り、同項の植物の欄中「アボカド」を「ペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアボカド」に改め、同項の基準の欄中「ポテトスピンドルチューバーウイロイド」を「ジャガイモやせいもウイロイド」に改め、同表に次のように加える。

四　中華人民共和国、シリア、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	あらげしゅんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、タラクサクム・ウイルガレ、ディプロタクシス・エルコイデス、バッシア・スコパリア、ピプタテルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ほんきんせんか、モリカンディア・アルウェンシス、ようしゅきだちるりそう、リコペルシコン・ピンピネリフォリウム、おおばこ属植物、オノポルドゥム属植物、コロノプス属植物、ぎしぎし属植物、せいようひるがお属植物及びぜにあおい属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	グロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、ネマタンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドゥラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの 2　1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Pepino mosaic virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Co-lumnea latent viroid*に侵されていないことが特記されていること。	
五　イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ		

	六　カナダ、メキシコ	七　インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、チュニジア、セネガル、コートジボワール
	ソラヌム・カルディオフィルムの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	ストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、たまさんご、つるはなすな、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Melon necrotic spot virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Melon necrotic spot virus*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われ、かつ、*Tomato apical stunt viroid*に侵されていないことが特記されていること。